平成２１年（フ）第５９５号
兵庫県高砂市中筋１丁目12番19号
債務者　奥本喜美代
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第２７２号
鳥取県境港市渡町1363番地２　県営渡団地23号
債務者　高橋　美貴
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２８０号
鳥取県米子市河崎1744番地32
債務者　石原　清二
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２８９号
鳥取県日野郡日南町三栄1615番地１
債務者　大柄　瑞穂
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第２号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津2455番地
グッドビュー大山３号
債務者　堀本　亜希
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１０３７号
広島県東広島市河内町宇山1841番地
債務者　児玉　幸子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３８号
広島市安佐南区長束西５丁目８番２号
債務者　合原　直美
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２０号
広島県廿日市市佐方1233番地14
債務者　桑原　典夫
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１７８号
広島市東区戸坂山崎町５番25号
債務者　中村　康子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５号
広島市佐伯区八幡２丁目17番28号
債務者　谷脇　和裕
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２５号
愛媛県新居浜市西原町２丁目２番161号
債務者　藤田　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２３１号
愛媛県新居浜市萩生130番地の85
債務者　加藤あゆみ
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２５５号
愛媛県新居浜市中村４丁目３番64号
債務者　髙橋千恵子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第９５６号
高知県香南市夜須町上夜須960番地
債務者　西村　京子
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９９８号
高知市南竹島町45番地８　メゾン・ド・シャルテ405
債務者　宮﨑　浩誠
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０７１号
高知市本町３丁目１番13号
債務者　山岡　久惠
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０８２号
高知市知寄町１丁目４番17号　清涼ハイツ６Ａ
債務者　横山　　正
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１０８３号
高知市知寄町１丁目４番17号　清涼ハイツ６Ａ
債務者　横山　眞弓
1　決定年月日時　平成22年２月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月５日まで
高知地方裁判所破産係